

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年10月までの期間及び59年1月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から同年10月まで
② 昭和59年1月から60年3月まで

外国人であり国民年金保険料を納付できる期間が限られていたので、年金受給額について町役場（現在は市役所支所）に相談したところ、免除期間の国民年金保険料の追納を勧められ、追納額の計算をしてもらった。夫の勧めもあり、少しずつお金を貯めて、計算してもらったとおりの国民年金保険料を一括して納付した。郵便局で納付したことは覚えているが、その時期は覚えておらず、領収書も無くしてしまった。郵便局でも関係書類は見つからなかった。すべての免除期間の国民年金保険料を一括で納付したはずであるのに、免除期間が残っていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件は免除期間の国民年金保険料を追納したとの申立てであるが、当時在日外国人であった申立人は、在日外国人が国民年金の加入対象となった昭和57年に国民年金の加入手続を行い、同年4月以降の国民年金加入期間については、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、60歳になった以降も国民年金に任意加入し、付加保険料を含めて保険料を前納していることを踏まえると、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、将来の国民年金の受給額について、申立人が居住する町の職員に相談し、その際、免除期間の国民年金保険料の追納を勧められたと主張しているところ、同職員が、4つの期間（i 申立人が国民年金の被保険

者となった昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで、ii 申立期間①、iii 申立期間②、iv 60 年 4 月から 61 年 3 月まで)の国民年金保険料に相当する金額を記載して作成したとみられるメモをその所持する国民年金手帳に貼付^{ちょう}しており、これら期間の国民年金保険料を追納等により納付する意思があったものと考えられる。このことは、免除期間であった上記 i の国民年金保険料が昭和 63 年 4 月に追納されるとともに、iv の国民年金保険料が現年度納付されていることから推認できる。

さらに、申立人は、昭和 60 年 9 月に再婚して以降、その夫と共に営んでいた個人事業所の経営は順調であったとしており、夫の当時の標準報酬月額 (26 万円) 及び申立人が同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した 63 年 4 月の標準報酬月額 (26 万円) からみても、申立人は申立期間を含む免除期間の国民年金保険料 (19 万 5,580 円) を工面することは可能であったと考えられる。

これらの事情を踏まえると、申立人が国民年金手帳^{ちょう}に貼付しているメモに記載された 4 つの期間の国民年金保険料のうち、一部の期間のみを納付する事情はうかがえず、申立期間を含むこれら期間の国民年金保険料を納付したと推認するのが相当である。

加えて、申立人は昭和 63 年 4 月ごろ、経営していた個人事業所の日雇労働者に係る療養給付関係書類の届出のため、頻繁に社会保険事務所 (当時) に出向いており、免除期間の国民年金保険料の追納に係る納付書を入手する機会があったとみられる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする郵便局は、当時、納付書により国民年金保険料を収納していたと回答しており、申立内容に不自然さは見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 9 月 1 日から 52 年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の A 社（適用事業所名は B 社）における資格の取得日に係る記録を 51 年 9 月 1 日、喪失日に係る記録を 52 年 8 月 1 日とし、当該期間の標準報酬月額を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月 16 日から 53 年 8 月 16 日まで

平成 17 年に市役所の年金窓口において年金記録を調べたところ、A 社で勤務していた期間の記録が無いことを知った。そのときは厚生年金保険の加入を証明する資料を見つけられなかったが、この度、当時の源泉徴収票と同社に発行してもらった給与証明書が見つかり、同社により厚生年金保険料を控除されていたのは明らかであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚（当時）の証言及び申立人が申立期間後に勤務した事業所が保管する履歴書（申立人が記載）から、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 9 月 1 日から 52 年 7 月 31 日まで A 社に勤務していたものと推認できる。

また、申立人から提出された昭和 51 年分源泉徴収票及び A 社が 52 年 4 月に発行した給与証明書により、申立人に係る昭和 51 年 1 月から 52 年 3 月までの厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A 社が倒産したとみられる昭和 52 年 12 月ごろまで同社に在籍していた申立人の同僚は、同社で勤務していた期間中は給与から厚生年金保険料が控除されていた旨証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 9 月から 52 年 7 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与証明書に記載されている厚生年金保険料控除額から、18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和52年12月1日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、当時の取締役も関係資料が無く不明としているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録された整理番号の欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後同資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所がこの届出を記録しないとは考え難いことから、事業主は資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る上記期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和51年7月16日から同年9月1日までの期間及び52年8月1日から53年8月16日までの期間については、申立人がA社に勤務していたことをうかがわせる証言等は得られない上、その後勤務した事業所に保管されている申立人が記載した履歴書からも当該期間における勤務の事実を確認することはできない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和51年7月16日から同年9月1日までの期間及び52年8月1日から53年8月16日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格の取得日に係る記録を昭和38年2月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月11日から同年3月1日まで

昭和38年2月11日付けでA社B事業所から同社C事業所に転勤となり、同日にC事業所に着任した後はB事業所と同じ勤務形態で継続して勤務した。昭和35年4月1日から48年4月15日までA社に支店採用者として勤務していたにもかかわらず、B事業所からC事業所に転勤した際の申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

昭和38年2月11日付けで申立人と共にA社B事業所から同社C事業所に転勤した同僚及びC事業所での同僚の証言から、申立人はA社に継続して勤務し(昭和38年2月11日に同社B事業所から同社C事業所に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かについては、不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格の取得日に係る記録を昭和38年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、38年12月を2万2,000円、39年1月を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月21日から39年2月1日まで

B社において在籍していた部署が昭和38年12月にA社として独立したため、同社に転籍した。同じ場所で同じ仕事を行い、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間となっていない。所持している給料支払明細書から、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給料支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和38年12月21日にB社からA社に転籍）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書より確認できる厚生年金保険料の控除額から、昭和38年12月を2万2,000円、39年1月を1万8,000円とすることが妥当である。

なお、A社は、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社が適用事業所となった昭和39年2月1日現在の被保険者数は12人であることが確認できる上、同社は、B社の申立人が在籍していた部署が38年12月に独立して設立されたものであり、設立当初から失業保険の適用事業所であったことを踏まえると申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、A社の事業主は、同社が申立期間において適用事業所の要件を具備しながら、社会保

険事務所（当時）に対しその届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岡山国民年金 事案 750

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

昭和 50 年 3 月に大学を卒業した後、B 資格を取得するため 1 年間大学の聴講生となっていた。その期間、父親が将来の年金受給を心配して国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。納付書を見せてもらい、苦しい経済状況の中で非常に嬉しく感謝したことを覚えている。親も私も几帳面な性格で、私自身、教員を退職後、再就職するまでの任意加入期間も国民年金に加入し、保険料を納付した。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 59 年 2 月 8 日に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言は得られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 60 年 7 月から 63 年 3 月まで

昭和 51 年に会社を設立した後、53 年 4 月 1 日に元夫と共に国民年金に加入した。商売の手形決済を第一優先にしていたので国民年金保険料や税金等も期限どおりには支払うことができず、1 年のうち、8 月、12 月、3 月の 3 回ぐらい市役所に出向いて、税金のほか、夫婦の国民年金保険料、国民健康保険料等を税務課の窓口で納付していた。年度末には市の職員に対し「会社と私たち夫婦の税金、国民年金保険料等で他に未納は無いですね。」と必ず確認していた。

したがって、昭和 53 年 4 月から厚生年金保険に加入した平成 13 年 4 月までの国民年金保険料をすべて納付しているはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人が居住する市の税務課に出向いて国民年金保険料等を納付し、年度末には未納が無いことを必ず確認していたと主張するが、同市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する金銭出納帳から、申立人は申立期間①の直前の昭和 59 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を 60 年 5 月 14 日に過年度納付していることが確認できる上、市税務課は、国民年金保険料の収納を代行することはなかったと回答しているなど、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、オンライン記録により納付が確認できる申立期間①の前後の昭和 59 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 60 年 4 月から同年 7 月までの期間の国

民年金保険料については、申立人が所持する金銭出納帳に支出したことが記載されているが、申立期間の国民年金保険料については、同出納帳において納付記録が確認できない。

さらに、一緒に納付したとする申立人の元夫も申立期間の国民年金保険料は未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から56年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から56年10月まで

昭和47年2月に結婚した直後に義父に国民年金の加入を勧められ、義父が用意した申込書に記入したので、義父が加入手続を行ってくれたと思う。加入後は郵便局で、毎月、国民年金保険料を支払ってきた。PTAを通じて納付した昭和56年11月以降の記録はあるのに、それ以前の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年12月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では申立期間の一部（昭和47年3月から54年6月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人は申立期間においては、国民年金の任意加入の対象者であり、同期間にさかのぼって加入することはできない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする義父は既に死亡しており、国民年金の加入状況は不明であるほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料を郵便局で納付したと主張するが、申立人が当時居住していた市は、申立期間当時、国民年金保険料を郵便局で納付することはできなかったと回答しており、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 39 年 4 月までの期間及び 46 年 1 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月から 39 年 4 月まで
② 昭和 46 年 1 月から同年 12 月まで

ねんきん特別便により申立期間の国民年金保険料が還付されていることを知ったが、還付請求をした覚えも還付を受けた覚えもなく納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料が納付されたことは特殊台帳及び申立人が所持する国民年金印紙検認記録により確認できるものの、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっており、この期間の国民年金保険料については、これを納付することはできず、過誤納が判明した時点で別に充当できる期間も無かったことから還付処理されたものであり、その処理自体に誤りは認められない。

また、申立期間に係る国民年金保険料還付請求書等の関係書類は保存期限が経過し、保管されていないものの、特殊台帳には、過誤納について調査決定した時に記載することとされている還付対象期間、還付金額が記載されているとともに、その期間及び金額に誤りは無く、還付に係る事務処理が適正に行われなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで
昭和 37 年 8 月末日をもってA社を退職し、同年 10 月 1 日からB社（現在は、C社）に正社員として勤めるようになった。その後、A社に勤めていた元同僚をB社に紹介し、その同僚もそこで勤めるようになった。元同僚のB社における厚生年金保険の加入記録は昭和 39 年 1 月 6 日から同年 11 月 24 日までとなっているにもかかわらず、私の記録は同年 10 月 1 日から同年 11 月 24 日までの 1 か月となっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言により、勤務期間の特定はできないが、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について、貸金台帳等の関係資料は無く、不明である旨を回答している上、申立人の当時の同僚（複数）から保険料が控除されていたことをうかがわせる証言を得ることはできなかつた。

また、申立人は従事した業務について、配送の仕事であったと供述しているが、申立人がB社に紹介したとする同僚は事務職であるほか、同社における厚生年金保険の被保険者として確認できる従業員も管理職等であり、申立期間において、申立人と同様の業務に従事している被保険者は認められない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 969

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月20日から同年9月1日まで
昭和44年3月28日から46年3月31日までA社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の従業員は、「当時、A社では組単位でBを請け負っており、その組の労務者は、A社で社会保険に加入していた。申立人は、その組に属して勤務していた。」と証言しており、この証言は申立人の供述とも一致しており、申立人が請負グループ（組）の労務者としてA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の同僚からは、申立人の所属する請負グループ（組）が申立期間において、A社の作業を請け負っていたこと、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言等を得ることができない。

また、A社は、「当時の従業員の勤務形態には、本採用のほかに臨時、見習い、下請けなど多様な形態があり、保管している労働者名簿に申立人の氏名は無く、在籍の事実が確認できない。」と回答している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。